

意見募集要領

「東大和市無電柱化推進計画（案）」に係るパブリックコメントを実施します。

市では、令和8年3月の東大和市無電柱化推進計画の策定に向けた作業を進めています。このたび、計画の案をとりまとめましたので、お知らせするとともに、皆様から広く意見をいただくため、次のとおりパブリックコメントを実施します。

1 名称

東大和市無電柱化推進計画（案）

2 計画の目的

この計画は、「無電柱化の推進に関する法律」等を踏まえ、東大和市の市道における無電柱化の推進に関する基本的な考え方等を示すとともに、優先的に実施する路線や施策等を示し、総合的、計画的かつ効率的に事業を推進するために策定します。

3 東大和市無電柱化推進計画（案）の概要

計画の案は、次に示すとおりの構成となります。

はじめに

計画策定の背景 など

（1）計画策定の目的と位置付け

計画の目的、位置付け、計画の期間 など

（2）無電柱化の現状

市道の無電柱化率、無電柱化の定義 など

（3）無電柱化の手法

整備手法、電線共同溝方式の概要 など

（4）無電柱化推進の課題

無電柱化推進における3つの課題 など

（5）無電柱化の推進に関する基本的な方針

無電柱化の目的、整備方針、整備目標、路線の選定 など

（6）無電柱化を計画的に推進するための施策

主に取り組む施策、その他の施策 など

3 意見を提出できる方

- (1) 市内在住の個人
- (2) 市内に事業所等を有する個人
- (3) 市内に事業所等を有する法人等
- (4) 市内在勤の個人
- (5) 市内在学の個人
- (6) 本計画に利害関係があると認められる個人
- (7) 本計画に利害関係があると認められる法人等

4 意見の提出期間

令和7年12月19日（金）から令和8年1月19日（月）まで（必着）

※期間終了後に提出された意見については、パブリックコメントの意見としてお受けできませんのであらかじめご了承ください。

5 資料の閲覧方法

- (1) 東大和市公式ホームページ
- (2) 文書閲覧 まちづくり部 都市づくり課（東大和市役所2階7番窓口）

6 意見の提出先、方法及び提出様式等

- (1) 提出先 まちづくり部 都市づくり課（東大和市役所2階7番窓口）
- (2) 提出方法

次のいずれかの方法により、提出してください。

- ・書面の持参 まちづくり部 都市づくり課（東大和市役所2階7番窓口）
- ・郵送 〒207-8585 東大和市中央3-930 東大和市まちづくり部 都市づくり課宛て
- ・FAX 042-563-5930
- ・電子メール toshikeikaku@city.higashiyamato.lg.jp
- ・電子申請（以下の二次元コードをスマートフォン等で読み取るか、記載のアドレスからアクセスしてください）



<https://logoform.jp/form/VfYv/1307394>

(3) 提出様式等

様式は自由です。別紙に意見書の参考様式を用意しておりますので、適宜ご利用ください。なお、提出の際には次に掲げる事項を明記してください。

- ア 市内在住の個人：住所及び氏名
- イ 市内に事業所等を有する個人：事業所等の名称、所在地及び氏名
- ウ 市内に事業所等を有する法人等：事業所等の名称、所在地、団体名及び代表者名
- エ 市内在勤の個人：勤務する事業所等の名称、所在地及び氏名
- オ 市内在学の個人：在学する学校の名称、所在地及び氏名
- カ 本計画に利害関係があると認められる個人：利害関係を有することが明らかにできる事項、住所及び氏名
- キ 本計画に利害関係があると認められる法人等：利害関係を有することが明らかにできる事項、所在地、団体名及び代表者名

※上記事項を明記していない意見については、パブリックコメントの意見としてお受けできませんのであらかじめご了承ください。

7 提出された意見等を公表する時期

寄せられた意見の概要や意見に対する市の考え方等は、令和8年2月中を目途に東大和市公式ホームページで公表する予定です。なお、公表にあたっては、住所、氏名等の個人情報を除きます。

8 注意事項

- ・電話及び窓口での口頭による意見はお受けできません。
- ・意見をいただいた方への個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。